

委員等から寄せられた意見についての考え方等

平成 24 年 11 月 22 日

1. 主な意見を取りまとめるに当たって

「肯定的意見」及び「否定的意見」に区分し、それぞれの社数及び主な意見の取りまとめを行った。

2. 主な意見の概要

事務局が示した各対応の方向性（案）については、「ガイドライン等で明確にしてほしい。」との意見が大勢を占めた。ただし、その中には、ガイドライン等に詳細な記述や具体例を求める意見がある一方、ガイドラインでは考え方を示すにとどめ、「各社が自らの業態、実態に合わせて対応すべきである。」との意見もあった。

なお、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」（以下「規則」という。）の変更、新たな規則の制定を望む意見は特になかった。

3. 主な意見を踏まえた対応の方向性について

主な意見を踏まえ、規則の考え方を示すことにより、運用等に関する事項について、例示したいと考える。

この考え方は、『アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則』に関する考え方（参考 1）に類するものを想定している。

なお、『アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則』に関する考え方」の第 17 条のような文言を、規則に追加したいと考える。

以 上

インサイダー取引防止に向けた対応の方向性（案）についての主な意見等

平成 24 年 11 月 22 日

対応方針	対応の方向性（案）	主な意見	主な意見を踏まえた対応案
1. 法人関係情報の取扱いの厳格化 ・法人関係情報を取得している場合における、それを示唆する情報（以下「示唆情報」という。）や他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報の伝達・利用に関する規制について	・法人関係情報の定義自体は変更する必要はないと考えられる。	・肯定的意見：10 社 ・否定的意見：無し	・法人関係情報の定義は変更しないことでどうか。
	・法人関係情報の取扱いに係るより厳格な管理方法等について、ガイドライン等で明確にすることが考えられるがどうか。	・肯定的意見：11 社 肯定的意見の内、いただいた主なご意見 ➤ ガイドライン等で明確にする際には、各社の業態・規模に違いがあることを考慮に入れるべき。 ➤ 法人関係情報の取扱いに係る望ましい対応を例示列举するといった方式が良いと考える。 ➤ 「示唆情報」や「他の情報と相まって法人関係情報になり得る情報」についての具体例等をガイドライン等で示してほしい。 ➤ ガイドラインを作成する場合、管理に際して基本となる考え方、注意点等を示すに留め、それを受けて各社対応することで良いのではないかと。 ➤ 「示唆情報」については、公募増資案件を示唆するものに限定すべきである。 ・否定的意見：2 社 ➤ 各社の業務内容や規模に即し必要な範囲で、かつ個社の状況に照らして適切と考えられる方法で規制すべきであることから、個別具体的な社内規則の整備については各協会員に委ねてもよいのではないかと。 ➤ 敢えて厳格な管理方法等を、ガイドライン等で明確にする必要はない。	・『『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』の考え方』（以下「規則の考え方」という。）において、管理すべき法人関係情報に、各社の業態や規模に応じて「示唆情報等」を含めることは妨げない旨、示すことでよいか。 また、「示唆情報等」として考えられる情報の定義を例示することでよいか。 ・「規則の考え方」において、法人関係情報を取得した際の手続に関する事項、法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項、法人関係情報の伝達手続に関する事項、法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項として社内規則で定める内容を例示することでよいか。（各社の業態や規模等を勘案した上で規定すればよいことを明示する。以下、すべての例示において同じ。）

対応方針	対応の方向性（案）	主な意見	主な意見を踏まえた対応案
2. 営業部門と法人関係部門の関係の見直し ・営業部門から法人関係部門に対する不正な追及、詮索などを規制することについて ・法人関係部門から営業部門に法人関係情報を伝達する場合の手続きの厳格化について	・社内規則に定める禁止行為に、営業部門からの法人関係部門に対する不正な追求、詮索を含めることをガイドライン等で明確にすることが考えられるかどうか。	・肯定的意見：11 社 肯定的意見の内、いただいた主なご意見 ➤ ガイドライン等で明確にする際には、各社の業態・規模に違いがあることを考慮に入れるべき。 ・否定的意見：1 社 ➤ 営業部門からの法人関係部門に対する不正な追求、詮索は明らかに不適切な行為と考えられることからガイドライン等で明確にする必要はない。 ・その他のご意見 ➤ 「営業部門」の定義を明確にしていきたい。 ➤ 不正な追求、詮索を禁止するのは、ガイドラインではなく規則で良いのではないかな。	・「規則の考え方」において、社内規則で定める禁止行為として、法人関係部門以外の者が法人関係部門に法人関係情報について不正な情報追求・詮索を行ってはならない旨を例示することによりか。 ・「規則の考え方」において、いくつかの部門の定義例を示し、「営業部門」については、いわゆる「ブローカー業務」を指す旨を定義することによりか。
	・法人関係情報の伝達手続について、ガイドライン等で明確にする、又は、各社における再検討を要請することが考えられるかどうか。	・肯定的意見：10 社 肯定的意見の内、いただいた主なご意見 ➤ 法人関係情報の管理に際して基本となる考え方、注意点等を示すに留め、それを受けて各社対応することで良いのではないかな。 ➤ 伝達手続だけであればガイドライン化が可能と考えるが、伝達の正当性や必要度、タイミングは各社・各業態で異なるため、統一した運用は難しいのではないかな。 ・否定的意見：4 社 ➤ 現在の協会規則で一般的な手当てはなされており、個別具体的な社内規則の整備については各協会員に委ねてもよいのではないかな。	・「規則の考え方」において、法人関係情報の伝達手続に関する事項として社内規則で定める内容を例示することによりか。

対応方針	対応の方向性（案）	主な意見	主な意見を踏まえた対応案
	示唆情報の伝達手続についても社内規則に盛り込むことをガイドライン等で明確にすることが考えられるかどうか。	- 肯定的意見：8社 肯定的意見の内、いただいた主なご意見 「示唆情報」にいわゆる市場における噂、新聞記事などにおける増資観測などを含めることは反対。 - 否定的意見：3社 - 示唆情報の伝達は法人関係情報そのものを伝達することに他ならず、法人関係情報の不正な伝達は社内規則等で禁止行為であることが定められているので、改めて示唆情報の伝達として規定する必要はない。 - 示唆情報等も法人関係情報の取扱いに準じた扱いとすることを明確にすれば別途手続を定める必要は無い。 - その他のご意見 「示唆」は伝達ではなく、漏洩と考えるべき。	「規則の考え方」において、管理すべき法人関係情報に、「示唆情報等」を含めることは妨げない旨、示すことでよいか。 「規則の考え方」において、法人関係情報の伝達手続に関する事項として社内規則で定める内容を例示することでよいか。
3. 営業部門における内部管理態勢の強化 営業部門による情報漏えいを防止するための措置を各社の社内規則で定めることについて	金融庁インサイダーWGにおいて、金商業者の情報伝達に関する規制について議論されており、当該議論の結果を踏まえ、自主規制での対応の可否について検討することでどうか。	- 肯定的意見：14社 肯定的意見の内、いただいた主なご意見 - 自主規制での対応をする場合、当該情報伝達の具体的な定義（相手や時期等）が必要と思われる。 - 否定的意見：無し	金融庁インサイダーWGにおいて、金商業者の情報伝達に関する規制について議論されており、当該議論の結果を踏まえ、自主規制での対応の可否について検討する。
4. 営業部門と顧客の関係の見直し - 顧客から不当な（あるいは執拗な）情報要求があった場合の対応について - 顧客に対する「法人関係情報の取得を示唆する情報」などの提供を規制することについて	金融庁インサイダーWGにおいて、投資家の重要事実の要求行為に関する規制について議論されており、当該議論の結果を踏まえ、自主規制での対応の可否について検討することでどうか。	- 肯定的意見：12社 肯定的意見の内、いただいた主なご意見 - 顧客からの要請には業者として少なからず弱い面があり、そのあたりを考慮する必要がある。	- 金融庁インサイダーWGにおいて、投資家の重要事実の要求行為に関する規制について議論されており、当該議論の結果を踏まえ、自主規制での対応の可否について検討する。 「規則の考え方」において、社内規則に定める事項のうち、「その他協会が必要と認める事項」として、顧客から不当な情報要求があった場合の対応を例示することでよいか。 「規則の考え方」において、社内規則で定める禁止行為として、顧客に示唆情報を伝達してはならない旨を例示することでよいか。

対応方針	対応の方向性（案）	主な意見	主な意見を踏まえた対応案
5. 調査部門及びアナリストに対する規制の見直し ・アナリストが、営業部門から法人関係情報等に関する問合せを受けた場合の対応について ※その他、ブラックアウト期間の問題、民主党P Tの提言内容（レポートの公表時期の問題）について検討するか。	・営業部門からのアナリストへの問い合わせ及びそれに対するアナリストの回答について、法人関係情報等の伝達という観点から、社内規則に盛り込むことをガイドライン等で明確にすることが考えられるがどうか。また、法人関係部門が業務遂行上アナリストに情報伝達する場合の手続についてガイドライン等で明示することが考えられるがどうか。	・肯定的意見：9社 肯定的意見の内、いただいた主なご意見 ➤ ガイドライン等で明確にする際には、各社の業態・規模に違いがあることを考慮に入れるべき。 ➤ ガイドラインを作成する場合、例示や具体的管理体制を示すのではなく、伝達に際して基本となる考え方、注意点などを示すに留め、それを受けて各社対応することで良いのではないかと。 ・否定的意見：2社 ➤ 法人関係部門が業務遂行上アナリストに情報伝達する場合の手続きは、現状の伝達規定で対応できる。 ➤ 問合せの方法、内容、タイミング等千差万別と思われるので、社内規則に落とすのは難しいと思われる。 ・その他のご意見 ➤ 「アナリスト」の定義を明確にしていきたい。 ➤ アナリストには法人関係情報を伝達しないという運用が妥当と考える。	・「規則に考え方」において、社内規則において定める事項のうち「その他協会が必要と認める事項」として、営業部門からアナリストへの問い合わせ及びそれに対するアナリストの回答について、例示することでよいかと。 ・「規則の考え方」において、社内規則において定める事項のうち「法人関係情報の伝達手続に関する事項」として、法人関係部門が業務上アナリストに情報伝達する場合の手続について、例示することでよいかと。 ・「規則の考え方」において、社内規則において定める事項のうち「法人関係情報の伝達手続に関する事項」として、「伝達」とは、「伝達しないことを含む」ことを例示することでよいかと。

対応方針	対応の方向性（案）	主な意見	主な意見を踏まえた対応案
	・ブラックアウトの運用については、現状の問題点の洗い出しを行い、論点整理を行うことが考えられるがどうか。	・肯定的意見：10 社 肯定的意見の内、いただいた主なご意見 ➤ 議論の場合は、「アナリスト・レポート」に的を絞った会議体が相応しいと考える。 ➤ 米国等の運用状況を把握したうえで、国際的にも通用するルールを策定する必要があると考える。また、アナリストのタイプ（バイサイド型、セルサイド型等）によって、規制のアプローチも変わると思われるので、こうした点も良く分析する必要があると考える。 ➤ 営業部門及び顧客等への法人関係情報示唆を避けるため、リサーチ・ブラックアウトは最小限にとどめるべきと考える。 ・否定的意見：1 社 ➤ ブラックアウトを制度若しくはガイドラインとして導入することは、情報の存在を全社的に知らしめることに他ならず、情報管理とは逆行することになる。 ・その他のご意見 ➤ 日本証券業協会の「広告等に関する指針」の変更を含めて議論しなければならないと考える。 Ⅱ 株式 2. セカンダリーにおける広告等 （1）個別企業の紹介 ③ 「注目銘柄」等の表示に関する留意事項 ハ. 法人関係情報の有無等の確認 あらかじめ法人関係情報の有無等について売買審査部門で確認を受けたものでなければ、「注目銘柄等」の広告等を行ってはならない。	・「規則の考え方」において、社内規則において定める事項のうち「その他協会員が必要と認める事項」として、法人関係情報保有に関するアナリスト・レポートの作成・公表に関する手続を例示することにより。 ・内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討WGで、内部者取引防止の観点から、アナリスト・レポート、調査部門における現状の問題点の洗い出しを行い、方向性を示すことにより。 - その結果を踏まえ、必要に応じ他のWG（例：自主規制規則の改善等に関する検討WG）において、規則等の見直しについて検討する。 ・本WGの結果を踏まえ、『「広告及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング』において検討する。
6. 社内のモニタリング態勢の強化 ・日常的なモニタリング態勢の構築について ・法人関係情報管理に係る社内検査について、定期的な検査のほか、必要に応じた随時の検査を行うことについて	・法人関係情報の管理状況を把握するため、日常的なモニタリング態勢を構築する旨の規定を追加することが考えられるがどうか。また、併せて、モニタリング態勢の具体例等についてガイドライン等で明確にすることが考えられるがどうか。	・肯定的意見：7 社 肯定的意見の内、いただいた主なご意見 ➤ 最低限満たすべきモニタリングの要素、基準、具体例等についてガイドライン等で示してはどうか。 ・否定的意見：6 社 ➤ モニタリング態勢は内容及び頻度を含め、各社で業務内容及び社内体制に即した適切な態勢を構築すべきでありガイドラインは必要無い。 ➤ 情報が伝達されない体制を構築することが重要であり、それを受けて情報漏れがないかを定期的にチェックすることで良いのではないかと。 ・その他のご意見 ➤ どのような目的を達成するためにどのようなモニタリング態勢を構築することとするのか、さらに検討が必要と考える。	・規則に、法人関係情報の管理状況を把握するため、モニタリング態勢を構築する旨の規定を追加すべきと考えられるがどうか。 ・「規則の考え方」において、モニタリング態勢として考えられる方法等を例示することにより。

対応方針	対応の方向性（案）	主な意見	主な意見を踏まえた対応案
	・定期的な検査に加え、必要に応じた随時の検査を行うことを規定に追加することが考えられるかどうか。	・肯定的意見：８社 肯定的意見の内、いただいた主なご意見 ➤ 検査に関しても各社の規模や態様等に配慮した対応が必要であると考える。 ・否定的意見：５社 ➤ 「法人関係情報の管理」に関してのみスポット監査を義務付け、規程に追加する必要性はないものとする。 ➤ 定期検査以外に特別検査やフォロー検査が、各社の社内規程により定められ、実施されているのではないか。	・「規則の考え方」において、社内における法人関係情報の管理に関するチェックとして、検査部門による検査に加え、法人関係部門等による自主的な随時の点検が考えられる旨、及び点検方法の例示することにより。

その他、上記項目以外につきまして、ご意見等があればご記入ください。
・一律の対応ではなく、各社の実態、業態を配慮してほしい。 ・新たな規制等により、業務に支障、負担とならないように考慮してほしい。 ・海外拠点との連携案件の場合、海外拠点へのルールの徹底についてはどのように考えるのかを検討することも実効性の観点から有用と考える。 ・ガイドラインを策定するのは良いが、その内容次第では、ガイドラインに記載されている手続きさえ遵守すればよい、記載されていないことは、やっても良いといったことにつながり、今般の諸問題が発生した構図（形式は整っていたが、実際の運用が伴っていなかった）は変えられないと思われる。そこで、今般日証協の施策としても提示されている役職員のモラル向上のための研修や今回提案されているモニタリングの強化、さらには第三者によるチェックなどが有効な対策と考えられる。

参 考 1

「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方

平成 19 年 10 月 31 日

(下線部分変更)

自主規制規則	自主規制規則の考え方
(目的) 第 1 条 この規則は、アナリスト・レポートの取扱い等に関し、協会会員（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条第 2 項第 3 号ハ又は同項第 4 号ロに掲げる行為（以下「金融商品仲介行為」という。）を行う特別会員に限るものとし、当該特別会員のアナリスト・レポートが金融商品仲介行為に関するものに限る。）が遵守すべき事項を定めることにより、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されることを図り、もって、投資者に対する適正かつ有効な情報提供及びアナリストの資質の向上に資することを目的とする。	
(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 アナリスト・レポート 多数の投資者に対する情報提供を目的とした資料で、個別企業の分析、評価等が記載された資料をいう。	・以下のものは、<u>規則</u>に規定する「アナリスト・レポート」に該当しないものと整理することができる。 イ いわゆるタームシート ロ 市場の紹介のみが記載された資料 ハ 商品・取引の仕組み説明のための資料 ニ 過去の事実のみが記載された資料

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	ホ チャートに対するコメントのみが記載された資料 ヘ いわゆる「エコノミスト」「ストラテジスト」のレポートのうち <u>個別企業の分析、評価等が記載されていない資料</u> ト 既に発表されたアナリスト・レポートを要約・編集した資料 ・個別企業のクレジットに関するレポートは「アナリスト・レポート」に該当する。 ・「多数の投資者に対する情報提供を目的とした資料」の「多数」とは、具体的な人数基準をもって判断されるものではなく、投資者に対し広く利用可能となっているものであれば、実際に配布した人数に関わらず「多数の投資者に対する情報提供を目的とした資料」であると考えられる。また、当初は特定の投資者向けに作成した資料であっても、その後、広く利用されることが想定される場合には、「多数の投資者に対する情報提供を目的とした資料」に該当するものと考えられる。 ・アナリスト・レポートに該当するか否かは、その内容等により判断すべきものであり、配布の形態（紙媒体による配布、電子メール・ホームページによる配布）により判断されるものではない。なお、アナリスト・レポートに該当するか否か判断に迷うケースにおいて、該当しないと判断した場合は、その根拠について明らかにしておくことが望ましい。 ・各社において、アナリスト・レポートの範囲を<u>規則</u>の定義より広く捉え、当該資料について<u>規則</u>に基づき取り扱うことは差し支えないものとする。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 アナリスト 協会の役員でアナリスト・レポートを執筆する者をいう。 3 外部アナリスト 当該協会の役員以外でアナリスト・レポートを執筆する者をいう。 4 調査部門 アナリスト・レポートの作成を行う協会における部門をいう。	・「作成」には、執筆以外に編集、翻訳が含まれる。
(社内管理体制の整備) 第 3 条 協会は、アナリスト・レポートの社内審査及び保管、情報の管理、アナリストの意見の独立性の確保並びにアナリストの証券取引等に関し、社内規則を制定する等社内管理体制を整備し、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されるよう努めなければならない。	・社内規則等の明文化された社内のルールを制定する必要がある。なお、一の社内規則においてすべての事項を定める必要はなく、既存の社内規則において必要な事項が盛り込まれている場合には、当該社内規則によりその一部を代用すること又は当該社内規則を参照する旨規定することも差し支えないと考える。
(社内審査) 第 4 条 協会は、アナリスト・レポートに関する指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものとなるよう努めなければならない。	・各社において策定する指針の項目及び審査担当者の審査項目として考えられる項目は、<u>広告等の表示及び景品類の提供に関する規則</u>（以下「<u>広告等規則</u>」という。）第 4 条第 1 項に規定する禁止行為に加え、次のとおりである。 イ 誇大又は煽動的な表示、恣意的又は過度に主観的な表示等の禁止 ロ 断定的な表示の禁止 ハ 虚偽表示の禁止

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 協会員は、アナリスト・レポートを使用しようとするときは、アナリスト・レポートの審査を行う担当者（以下「審査担当者」という。）を定め、審査させなければならない。 3 審査担当者は、アナリスト・レポートの審査を行うに当たっては、特に次の各号に留意しなければならない。 1 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第4条第1項に規定する禁止行為に該当するものでないこと。 2 アナリスト・レポートにおける表示内容及び評価が、社内の指針等に照らし、適正かつ合理的なものであること。	ニ 未公表の法人関係情報の提供の禁止 ホ 有価証券届出書の届出前の勧誘の禁止 ヘ 評価、業績、新技術、新製品等の予測についての根拠の表示 ト 目標株価についての根拠及び達成の予想期間の表示 チ データ、統計等の出所の表示 リ アナリスト・レポートの内容と引用している株価、データ、統計等の適切性の確認 ヌ アナリストの意見と事実の明確な区別 ル 適切な担保文言（ディスクレーマー）の記載 ロ レーティングの定義の記載 ・審査担当者は、<u>広告等規則</u>に規定する広告審査担当者である必要はない。また、必ずしも調査部門と独立した組織に置く必要はない。 ・アナリスト・レポートの「使用」には、外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートについて、当該協会のホームページから当該外部アナリストが所属している会社等のホームページの画面にリンクを張る場合（アナリスト・レポートを閲覧できる旨が表示されているときに限る。）も含まれる。（以下同じ。）

自主規制規則	自主規制規則の考え方
3 レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること。 4 協会員は、一のアナリスト・レポートについて複数の審査担当者に分担して審査させることができるものとする。 5 外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社（外国会社を含む。以下同じ。）との契約等に基づき使用する場合、当該会社において、上記と同様の審査が行われていることが明らかなときは、当該会社が行った審査をもって、当該アナリスト・レポートを使用する協会員が審査を行ったものとみなすことができる。	・過去に発表したアナリスト・レポートから目標株価の変更が行われておらず、目標株価の変更がない旨又は目標株価の根拠については過去に発表したアナリスト・レポートを参照する旨がアナリスト・レポートにおいて表示されている場合には、必ずしも当該アナリスト・レポートにおいて目標株価の根拠を表示する必要はないものとする。 ・外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社との契約等に基づき使用する場合には、使用する協会員において、当該会社が作成するアナリスト・レポートについて個別に審査の有無を確認する必要は必ずしもないものとする。
（アナリスト・レポートの保管） 第 5 条 協会員は、公表したアナリスト・レポート及び当該アナリスト・レポートに係る社内審査を行った旨の記録を公表した日から 3 年間保管しなければならない。	・保管の方法は、書面の他、電磁的方法によることも可能である。 ・「社内審査を行った旨の記録」とは、審査済みである旨及び社内審査を行った日を記録することが考えられる。
（利益相反についての表示等） 第 6 条 協会員は、アナリスト・レポートを作成する（翻訳する場	・「当該アナリスト・レポートの対象会社」とは、当該アナリスト・

自主規制規則	自主規制規則の考え方
合を除く。)に当たっては、協会員又は当該アナリスト・レポートの作成者であるアナリストが当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合には、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示しなければならない。	レポートにおいて、分析、評価等の対象となっている有価証券を発行している会社をいう。 ・「利益相反の関係にある」とは、アナリストが対象会社の分析、評価等を行うに際し、アナリストの意見の独立性に影響を与えうる状態が発生する可能性が高いと考えられる関係又は状況をいう。 ・次のような場合には、協会員が対象会社と重大な利益相反の関係にある場合に該当するものと考えられる。 イ 協会員と対象会社が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に規定する親会社、子会社、関連会社又は関係会社の関係にある。 ロ 協会員の役員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）が対象会社の役員となっている。 ハ 協会員が対象会社の株式等を5%超保有している。（株式に係るアナリスト・レポートに限って差し支えない。） ・上記ロ又はハにおいて、重大な利益相反の関係にあるか否かの確認は、定期的に行うことで差し支えないと考えられる。 ・上記ハに係る表示内容としては、次のいずれかの内容が考えられる。 イ 対象会社について金商法第27条の23に規定する大量保有報告書を提出している旨を表示する。 ロ 対象会社の株式等を5%超（又は5%以下の割合）保有している旨及び保有割合の計算の根拠又は基準等を表示する。 ハ 上記イ又はロの内容を当該協会員のホームページにおいて閲覧

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 会員は、自社が株券（優先出資証券（金商法第2条第1項第7号に規定する有価証券をいう。）及び外国株預託証券（金商法第2条第1項第20号に規定する有価証券等のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する証券をいう。）を含む。以下同じ。）、新株予約権証券（金商法第2条第1項第9号に規定する有価証券をいう。）又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関し主幹事会社（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下同じ。）と	に供している場合には、その旨、<u>ホームページのアドレス及び連絡先（ホームページを閲覧できる環境にない顧客を想定し、当該内容について回答できる連絡先（窓口を含む。））</u>を表示する。 ・上記において、5%以下の割合（例えば、1%）を基準として、重大な利益相反の開示に係る表示を行うことは差し支えないと考えられる。また、保有割合を計算するに当たっての基準については、各社において合理的であると考えられる基準を制定し、当該基準に従うことで差し支えないと考えられる。 ・次のような場合には、アナリストが対象会社と重大な利益相反の関係にある場合に該当するものと考えられる。 - イ アナリストが対象会社の職員、顧問となっている。 - ロ アナリストの家族（生計を一にする家族又は同居している家族をいう。以下同じ。）が対象会社の役員となっている。 - ハ アナリスト又はその家族が対象会社の有価証券を保有している。 ・<u>自社が主幹事となった旨をホームページにおいて閲覧に供している場合には、その旨、ホームページのアドレス及び連絡先（ホームページを閲覧できる環境にない顧客を想定し、当該内容について回答できる連絡先（窓口を含む。））</u>を表示することができる。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
なり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書、発行登録追補書類又は有価証券通知書（以下「有価証券届出書等」という。）の提出日から1年間を経過するまでの間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、主幹事会社となった旨を当該アナリスト・レポートにおいて表示しなければならない。 3 会員は、自社が株券の募集又は売出し（取引所金融商品市場への上場に伴うものに限る。ただし、既に他の取引所金融商品市場に株券が上場されている場合を除く。）に関し主幹事会社となり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書等の提出日以後、上場日から起算して10営業日を経過するまでの間に当該会社の株券に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価を表示してはならない。 4 協会員は、アナリストが役員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）となっている会社のアナリスト・レポートを当該アナリストに執筆させてはならない。	・第3項に該当する場合にも、第2項の規定に基づき、主幹事となった旨をアナリスト・レポートにおいて表示しなければならない。 ・上場日から起算して10営業日目の日の翌日（その日が休日に当たる場合を含む。）に発表するアナリスト・レポートについては、レーティング又は目標株価を表示することができる。
（外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートの使用） 第7条 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリストと当該アナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反の関係について、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示するための措置を講じなければならない。ただし、当該協会員が、その	・外部アナリストと対象会社との重大な利益相反の関係にある場合としては、第6条第1項に定める「アナリストと対象会社との重大な利益相反の関係の場合」と同様の場合が考えられる。 ・「その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示するための措置」としては、次のいずれかが考えられる。 イ 当該内容をアナリスト・レポートに明確に表示する旨を契約等

自主規制規則	自主規制規則の考え方
内容を顧客に通知する（書面又はその他の方法によるものとし、口頭による方法を除く。以下次項及び第3項において同じ。）場合は、この限りでない。 2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用する場合には、次の各号に掲げる事項を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該各号に掲げる事項が表示されている場合は、この限りでない。 1 当該協会員が、当該アナリスト・レポートの作成につき、対価を支払っている又は支払うべき約束をしている場合は、その旨	に盛り込む。 ロ 当該外部アナリストが所属する会社の社内規則等において、当該内容をアナリスト・レポートに明確に表示する旨の定めがあることを確認する。 ハ 当該アナリスト・レポートが外国の法令・諸規則に則して作成されている場合には、当該法令・諸規則において利益相反の表示に関し同様の規制が存在することを確認する。 ・通知の方法としては、次のいずれかの方法が考えられる。（<u>第2項及び第3項</u>において同じ。） イ 当該アナリスト・レポートを顧客に交付する際の添書に当該事項を表示する。 ロ 当該アナリスト・レポートが表示される前に当該事項を自社のホームページに表示する（ホームページにおいてアナリスト・レポートを閲覧に供する場合）。 ・次のような場合は、「当該アナリスト・レポートの作成につき、対価を支払っている又は支払うべき約束をしている場合」に該当しないものと考えられる。 イ 作成済みのアナリスト・レポートの使用に関し対価を支払った場合

自主規制規則	自主規制規則の考え方
1 協会員が当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合は、その内容 2 会員が、第6条第2項に規定する場合に該当する場合は、主幹事会社となった旨 4 会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり第2項第1号又は第2号に規定する場合に該当し、かつ、第6条第3項に規定する場合に該当するときは、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価が表示されていないことを確認のうえアナリスト・レポートを使用しなければならない。	・「協会員が当該アナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反の関係にある場合」の考え方は、<u>第6条第1項</u>に同じ。
(情報管理の徹底) 第8条 協会員は、次の各号に掲げる情報（以下「重要情報」という。）について、適正に管理しなければならない。 1 アナリスト・レポートを執筆するに際し、アナリストが担当している会社及び社内の他の部門等から入手した情報、又は審査担当者がアナリスト・レポートの審査に当たり入手した情報であって次に掲げるもの イ 法人関係情報（金商業等府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。） ロ イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの	・「イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報とは、法人関係情報に該当するか否か必ずしも明確でない情報も含む概念であるが、具体的には、次のよう

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 アナリストが他の部門の業務に携わる場合の手続き及び行為規制 3 調査部門から他の部門に重要情報を伝達する場合の手続き及び行為規制	ロ コンピュータ上において管理・保存されている重要情報について、他の部門の者に対しアクセス制限をかける。 ・アナリストが他の部門の業務に携わる場合の適正な手続き及び行為規制については、社内規則等において定める必要がある。 ・アナリストが他の部門の業務（重要情報の授受がその前提となる業務に限る。）に携わる場合には、携わる業務の範囲等を明確にしたうえで、調査部門の長又は内部管理部門の承認を得る必要があると考えられる。 ・アナリストが他の部門の業務に携わる場合には、次のような行為規制を課す必要があると考えられる。 イ アナリストが当該業務において重要情報を入手した場合、適切な管理を行う。 ロ 当該部門の役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）が業務を遂行するに当たりアナリストから入手した重要情報について、他の部門の役職員に伝達することを禁止する。 ハ 当該業務に係る銘柄に係るアナリスト・レポートを執筆することを原則として一定期間制限する。 ・上記に関わらず、<u>第 11 条の規定</u>により禁止されている行為については、これを行うことはできないことに留意する。（<u>第 3 号</u>において同じ。） ・調査部門から他の部門に重要情報を伝達する場合の適正な手続き及び行為規制については、社内規則等において定める必要がある。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	・調査部門から他の部門に重要情報を伝達する場合の手続きの参考例としては、次のようなものが考えられる。 - イ 伝達する重要情報の範囲・伝達する者を明らかにしたうえで、調査部門の長又は内部管理部門の承認を得る。 - ロ 重要情報の伝達の必要がある場合には、その方法、範囲について必ず内部管理部門の指示に従う。 - ハ 内部管理部門の者が同席した場において又は内部管理部門から重要情報の伝達を行う。 ・調査部門から他の部門に重要情報を伝達する場合には、次のような行為規制を課す必要があると考えられる。 - イ 伝達された重要情報について、適切な管理を行う。 - ロ 伝達された重要情報を他の役職員に伝達することを原則禁止する。 - ハ 伝達する目的を事実関係又は利益相反の有無の確認に限定する。又は、伝達する重要情報の範囲を客観的なデータ等に限定する。 - ニ 他の部門の役職員が、伝達された重要情報を基にアナリストに対し不当な干渉を行うことを禁止する。 ・<u>第3号</u>の規定は、審査担当者が審査を行うに当たり必要とされる情報を当該審査担当者に伝達することを妨げるものではない。
(重要情報の適正な利用) 第9条 協会員は、協会員の行う自己取引について、重要情報を利	・<u>第1項及び第2項</u>は、重要情報の管理を補完する規定であり、協会

自主規制規則	自主規制規則の考え方
用して取引が行われることのないよう適正に管理しなければならない。また、協会員は、自社の役職員が、重要情報を利用して、一部の顧客への勧誘等を行うことのないよう指導及び監督しなければならない。 2 協会員は、発表直後のアナリスト・レポートの内容を利用して行う協会員の自己取引について、協会員の自己の利益が顧客の利益に優先することのないよう努めなければならない。	員において、役職員が重要情報を利用して自己取引等を行うことのないよう適正な管理・指導を求めるものである。したがって、協会員が、当該銘柄について自己取引を行うこと又は一部の顧客に勧誘することを一律に禁止するものではない。 ・<u>第1項及び第2項</u>の趣旨をより厳格に徹底するための方策の参考例としては、次のようなものが考えられる。 イ 事後的にアナリスト・レポートの発表前後の当該銘柄に係る自己取引・委託取引の状況をモニタリングする。 ロ 朝の会議等において、発表前のアナリスト・レポートの内容について重要な発言がなされた場合には、一定時間を経過するまで、当該銘柄に係る自己取引を制限する。 ハ レーティングの変更等のアナリストの意見に関し重要な変更が行われた場合には、一定時間を経過するまで、当該銘柄に係る自己取引を制限する。 なお、自己取引を制限する場合であっても、顧客の注文に応じて受動的に行う取引、バスケット取引・プログラム取引・ヘッジ取引等の個別の銘柄に関する情報に基づかない取引については、制限から除外して差し支えないものとする。
(アナリストの意見の独立性の確保等) 第10条 協会員は、アナリストの意見の独立性を確保する観点から、適切な組織体制及び報酬体系を整備しなければならない。	・次のような組織体制及び報酬体系は、アナリストの意見の独立性の確保の観点から問題があると考えられる。 イ アナリストが引受部門又は投資銀行部門に所属していること

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 協会員は、アナリストがアナリスト・レポートを執筆するに当たり、協会員の引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等からの不当な干渉及び介入を受ける等、アナリストの意見の独立性が阻害されることのないよう指導及び監督しなければならない。 3 協会員は、アナリストが特定の顧客の利益を考慮して、自らの独立した意見と異なる内容の表示を行うことのないよう指導及び監督しなければならない。	ロ アナリストの報酬を引受部門又は投資銀行部門の特定の案件と連動させていること ハ アナリストの報酬の決定に引受部門又は投資銀行部門の者が直接関与すること ・アナリストの報酬の一部が引受部門又は投資銀行部門の特定の案件の手数料の〇%相当額というように決定されている場合には、上記ロの「引受部門又は投資銀行部門の特定の案件と連動」しているものと考えられる。 ・発表前のアナリスト・レポートを調査部門から引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等に通知することは、不当な干渉及び介入の温床となるおそれがあるものとする。 ・<u>第2項の規定</u>は、例えば、審査担当者又は内部管理部門の者を通じて引受部門等に確認したところ、引受部門等が、アナリスト・レポートにおいて客観的に不正確な記述、インサイダー情報若しくは利益相反等の存在又はそれに関連するような記述を発見したため、法令遵守のためにそれらの表現の修正又はさらに詳細なデータの掲載を審査担当者又は内部管理部門の者を通じて当該アナリストに求めることを妨げるものではない。
(引受部門及び投資銀行部門の業務への関与の禁止)	

自主規制規則	自主規制規則の考え方
第 11 条 協会員は、引受部門及び投資銀行部門からのアナリストの独立性の確保に十分に留意するものとし、当該協会の役職員が次の各号に掲げる行為及びこれに類する行為を行うことのないようにしなければならない。 1 アナリストが、引受部門又は投資銀行部門の業務に関して行う企業等への提案活動に関与すること。	・「これに類する行為を行う」とは、調査部門の役職員であってアナリスト・レポートの執筆に影響を与えうる者が、アナリストが行ってではない行為を行うことが含まれる。 ・「企業等」の考え方は次のとおりである。 - イ 国又は地方公共団体（外国政府又は外国の地方公共団体を含む。）及び国際機関については、原則として、企業等には該当しないが、国又は地方公共団体が株式の売出しにつき売出人となっている場合には企業等に該当する。 - ロ 財投機関債及び政府保証債の発行体（上記イに該当する場合を除く。）については、企業等に該当する。 ・「提案活動」とは、引受部門又は投資銀行部門の業務又は取引を獲得するための活動をいう。 ・アナリストの提案活動への関与として考えられる行為は、次のとおりである。 - イ アナリストが、引受部門又は投資銀行部門の業務に関する会議等に次に掲げる二者と同時に出席すること - i 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員 - ii 引受部門又は投資銀行部門の顧客（見込み顧客を含む。） - ロ アナリストが、引受部門又は投資銀行部門のために企業等に対して提案活動を行うこと - ハ アナリストが、引受部門又は投資銀行部門が行う提案活動の資

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、当該部門の業務に関して行う企業等への提案活動にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとする事又は関与させること。 3 アナリストが、企業等又は当該協会員が行う投資家への説明会等（引受部門若しくは投資銀行部門の業務又は取引に関し企業等が行うもの及び引受部門又は投資銀行部門がその開催に関与するものに限る。以下同じ。）に関与すること。 4 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、企業等又は当該協会員が行う投資家への説明会等アナリスト又は外部アナリストを関与させようとする事又は関与させること。	料作成（共同資料作成を含む。以下同じ。）を行うこと ニ 上記イからハと実質的に同等と考えられる行為を行うこと ・アナリストの説明会等への関与として考えられる行為は、次のとおりである。 イ アナリストが、説明会等において説明を行うこと ロ アナリストが、説明会等において司会を行うこと ハ アナリストが、説明会等の資料作成を行うこと ニ 上記イからハと実質的に同等と考えられる行為を行うこと ・引受部門又は投資銀行部門がその開催に関与する説明会等とは、引受部門又は投資銀行部門が主催する又は主として開催の準備・調整を行う説明会等をいう。
（顧客への約束等の禁止等） 第 12 条 協会員は、引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等の役職員が、当該部門の顧客又は見込み顧客に対し、当該顧客に関するアナリスト・レポートを作成すること及び当該顧客に関するアナリスト・レポートにおいて一定の表示又は評価を行うことを約	・「当該顧客に関するアナリスト・レポートを作成することの約束又は申し出」には、特定のアナリストを指定し、当該アナリストが当該顧客に関するアナリスト・レポートを作成することを約束する又は申し出ることも該当する。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
束し又は申し出ることのないよう指導及び監督しなければならない。	
(対象会社に対する事前通知の禁止) 第 13 条 協会員は、アナリスト・レポートの対象会社に対し、発表前のアナリスト・レポートを通知してはならない。	・発表前のアナリスト・レポートには、アナリスト・レポートの本文に加え、レーティング、目標株価等も含まれる。 ・発表前のアナリスト・レポートに記載されている内容について、対象会社に対し事実関係の確認を行うことは問題ないものと考えられる。ただし、事実関係の確認を行うに際し発表前のアナリスト・レポートの一部を対象会社に提出する場合には、その範囲を事実関係の確認のために必要とされる範囲に限定するとともに審査担当者又は内部管理部門の者の承認を経て確認を行う等の適正な社内管理の下に行う必要がある。
(アナリストの資質の向上) 第 14 条 協会員は、アナリストに対する法令遵守の徹底を図るとともに、アナリスト・レポートの内容等を事後的に検証及び評価する等アナリストの資質の向上に努めなければならない。	・アナリストの資質の向上のための方策の参考例としては、次のようなものが考えられる。 イ レーティング、目標株価の重要な変更等について社内委員会において事前の検証を行う。 ロ レーティング、目標株価等について社内委員会において事後の検証を行う。 ハ 社内研修を行う。 ニ アナリストに対する適切な人事考課を整備する。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
(アナリスト等の証券取引への対応) 第 15 条 協会員は、アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等及び保有を原則として禁止する等により、アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。 2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な	・当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を例外的に行う場合には、以下のすべての条件等に従う必要があるものと考えられる。 ① 調査部門の長又は内部管理部門の事前の承認を受けた後に取引を行う。 ② 当該銘柄のアナリスト・レポートの評価等と相反する取引は原則として行わない。 ③ 原則として短期売買は行わない。 ・上記①の承認を行うに当たっては、当該アナリストの有価証券の売買等・保有が重要情報第8条第1項に規定する「重要情報」をいう。）を利用して行われるものでないことを確認する必要がある。 ・アナリストが対象会社の有価証券を保有している場合には、利益相反の關係に該当するものと考えられることから、<u>第6条第1項</u>に従いその旨をアナリスト・レポートにおいて表示する必要がある。 ・<u>第1項</u>の趣旨をより厳格に徹底するのであれば、例えば、アナリストの家族の証券取引について社内規則を設け、指導・監督することが考えられる。 ・「外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認する」方法としては、次のいずれかの事項について措置が講じられていることを契約等により確認すること、又は当該外部アナリストが所属する会社の社内規則等若

自主規制規則	自主規制規則の考え方
業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認しなければならない。 3 協会員は、協会員の役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）が、アナリスト・レポートの作成又は審査に当たり入手した重要情報を利用して役職員個人の有価証券の売買等を行わないよう努めなければならない。	しくは当該外部アナリストが服する法令・諸規則において次のいずれかの事項が定められていることを確認することが考えられる。 イ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有が原則として禁止されていること。 ロ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行う場合には、以下の条件等に従うこと。 ① 当該外部アナリストが所属する会社の管理部門等の事前の承認を受けた後に取引を行う。又は、当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行った場合には、契約等している協会員に報告する。 ② 対象会社の有価証券を保有している場合には、<u>第7条第1項</u>に規定する措置に従い、その旨をアナリスト・レポートにおいて表示する。 ・<u>第3項の規定</u>の趣旨をより厳格に徹底するための方策の参考例としては、次のようなものが考えられる。 イ レーティングの変更等のアナリストの意見に関し重要な変更が行われた場合には、事後的に当該銘柄に係る取引の状況をモニタリングする。 ロ 朝の会議等において、発表前のアナリスト・レポートについて重要な発言がなされた場合には、一定時間を経過するまで、当該銘柄に係る取引を制限する。
(規則によらないアナリスト・レポートの使用)	

自主規制規則	自主規制規則の考え方
第 16 条 協会員は、アナリスト・レポートの使用に当たり、やむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難である場合には、あらかじめ本協会に書面によりその旨及び事由を届け出て、本協会の承認を得なければならない。 2 協会員は、前項の承認を得てアナリスト・レポートを使用する場合には、当該アナリスト・レポートが本協会の規則の定めによるものでない旨を表示（口頭による表示を除く。）して、これを行わなければならない。	・本協会の承認も書面により行うものとする。 ・本協会は、届け出た協会員の同意を得て、当該協会員の届出内容及び承認を行った旨を他の協会員に対し周知することができるものとする。
（規則の考え方） 第 17 条 この規則の解釈等に関し必要な事項は、本協会が別に定める『「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」の考え方』において定めるものとする。	

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則 (平 22. 4. 20)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。

2 管理部門

法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。

3 法人関係部門

主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。

(法人関係情報の管理部門の明確化)

第 3 条 協会員は、管理部門を定めなければならない。

(社内規則の制定)

第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- 1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項
- 2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項
- 3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項
- 4 法人関係情報の伝達手続に関する事項
- 5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項
- 6 禁止行為に関する事項
- 7 その他協会員が必要と認める事項

(法人関係情報を取得した際の手続)

第 5 条 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続

を定めなければならない。

（法人関係情報の管理）

第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

（管理態勢の充実）

第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

付 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。